

## 議第36号

三島市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案

三島市放課後児童クラブ条例（平成15年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

三島市北上放課後児童クラブ	三島市徳倉844番地の1
---------------	--------------

を

」

「

三島市北上第一放課後児童クラブ	三島市徳倉844番地の1
三島市北上第二放課後児童クラブ	三島市徳倉844番地の1

に

」

改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士